

愛媛県教育委員会 3 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和 8 年 3 月 25 日（水）午後 3 時 00 分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長	高岡哲也	委 員	関 啓三	委 員	北須賀逸雄
委 員	畠山千愛	委 員	田坂文明	委 員	山下由美

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長	小山哲司	指導部長	小池達士
教育総務課長	栗田 謙	施設厚生室長	加藤 剛
社会教育課長	伊賀上慶樹	文化財保護課長	廣田 聡
保健体育課長	近藤博隆	義務教育課長	渡部真一
高校教育課長	川本昌宏	高校教育課魅力化推進監	野村竜也
人権教育課長	佐々木直	特別支援教育課長	壽海雅彦
まなび推進課長	大塚尚士		

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 3 時 00 分）

（教育長） ただいまから教育委員会 3 月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいいただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは、始めに委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第 21 号愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について、議案第 22 号及び議案第 23 号の県立学校教職員の懲戒処分についてにつきましては、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思ひます。

配布しております次第の順に議事を進行しますと、公開案件の途中に非公開案件が入ることになり、その都度、傍聴人及び報道機関の皆様に入退出していただくこととなりますので、公開案件を先にまとめて審議したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 2月定例会議事録の承認

(教育長) それでは、2月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○令和8年2月定例県議会質問及び答弁要旨について

(教育長) 令和8年2月定例県議会質問及び答弁要旨について、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 先に開催された2月定例県議会の質疑の概要につきまして、御手元に配布しております資料「令和8年2月定例県議会教育委員会関係質問及び答弁要旨」に基づいて報告をいたします。

本会議の状況ですが、教育委員会関係は8名の議員から14件の質問がありました。以下、主な質疑について報告をいたします。

まず、公立中学校部活動の地域展開に関する質問に対して、全国的な教員不足や生徒数の減少等を背景に、これまで人格形成や社会性を育む教育活動として教育課程の補完的役割を担ってきた部活動の継続が困難になりつつある中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させていくためには、地域全体で活動を支える環境整備が不可欠であり、地域展開の受け皿となる地域クラブや指導者の確保などに、県・市町・地域等の関係者が一体となって取り組むことが重要と認識している。このため県教育委員会では、数十回に及ぶ市町等との意見交換を経て、先月、県の推進計画を改定し、休日部活動の地域展開を令和10年度末までに実現するための取組を加速化する具体的方針を示すとともに、協働推進体制として、県・市町・団体・企業等によるえひめ地域クラブを構築し、オール愛媛による活動機会の創出や保護者負担の軽減に向けた仕組みづくりを推進している。また、指導者確保のためのマッチングや遠隔指導機能を備えた本県独自のシステムを導入するとともに、コーディネーターによる指導者の掘り起こしや養成、地域クラブの活動支援など、地域展開の推進に必要な経費を当初予算案に計上しており、今後は、部活動をこれまでの学校完結モデルから地域共創モデルへと進化させながら、スポーツ・文化芸術活動を通じた子ども達の豊かな成長を支えていきたい旨、答弁しました。

次に、高校教育改革に関する質問に対して、国の基本方針は、産業構造や社会システムが大きく変化し、将来を見通すことが困難な時代にあって、生徒それぞれの多様な個性や興味・関心に応じた学びを生かした自己実現を支え、その能力を伸ばしていく方針が示されたもので、実社会に通用する資質・能力を兼ね備え、将来の地方経済社会の基盤となる人材を育成するうえで、国の高校教育改革は好機と捉えている。このた

め、県教育委員会においては、産業構造や企業ニーズ等を踏まえ、文理にとらわれない普通科の改革や職業学科における専門教育の機能強化等を通じて、新たな価値の創造につながるグローバル・デジタル人材や、造船業や水産業など本県の特色ある産業を支える職業人材の育成、生徒ファーストの多様な学びの推進など、生徒の選択肢拡大にも資する取組を進めることとしており、現在、改革を先導する拠点校の選定を行っているところ。また、南予地域で実践している産学官で構成する協議体等による地域の担い手像を踏まえた地域活性化や産業イノベーションにつながる実践的な教育の横展開を検討しており、今後も地域や産業界等と一体となって、生徒の可能性を広げ能力を伸ばせる県立高校へと、その特色化・魅力化に向けた教育改革に取り組む旨、答弁しました。そのほか、自転車安全利用教育や不登校児童生徒への支援に関する質問がありました。

次に、観光スポーツ文教警察委員会での主な質疑として、特別支援学校医療的ケア児通学支援事業について、県立特別支援学校の医療的ケア児は61人であり、このうち、通学中に車内で医療的ケアが必要となるため、現在、スクールバスに乗車できていない40人が、本事業の対象となる。昨年度から2年間実施してきた医療的ケア児の通学支援体制構築モデル事業の成果を踏まえ、調査した結果、利用を希望した24世帯の25人全員を支援することとしている旨、答弁しました。そのほか、教員確保対策、県立高校の熱中症対策に関する質疑がありました。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○第5期愛媛県学力向上推進計画について

(教育長) 次に、第5期愛媛県学力向上推進計画について、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 第5期愛媛県学力向上推進計画の策定について、御報告いたします。

現行の第4期愛媛県学力向上推進計画が、今年度、最終年度を迎えることから、10月から2月にかけて開催された愛媛県学力向上検証委員会からの提言を受け、令和8年度から運用する第5期の愛媛県学力向上推進計画を別紙のとおり策定いたしました。

始めに、策定の趣旨について御説明いたします。

近年の全国学力・学習状況調査において、教科の平均正答率や質問調査における「授業理解度」の肯定率が小・中学校ともに全国平均を下回る結果となっており、「読解力の育成」と「基礎・基本の確実な定着」、それらを達成するための「授業理解度の向上」を、喫緊の課題と捉えて

います。また、今後の変化の激しい時代を生き抜く子どもたちに目を向けたとき、子どもたちが自らの人生を舵取りし、豊かな可能性を開花させるために必要な資質・能力を確実に身に付けさせることが重要と思われます。そこで、学習指導要領改訂に向けた議論を踏まえながら、若手からベテランまで、全ての教員がそれぞれの強みを発揮するとともに、子どもの学びに関わる全ての者「県・市町・学校・家庭・地域・大学」が一体となって「オール愛媛」で取り組んでいくことを目指し、本計画を策定しました。

基本方針としましては、「(1) 『愛媛が目指す授業』づくりの推進」「(2) P D C Aサイクルの強化」「(3) 学習指導要領改訂及び課題への対応」の3点としています。子どもたちの「知りたい」を育み、心の底から「分かった」「できた」という喜びを生むための授業づくりに視点を当てた取組を進めます。そして、学力向上推進主任を中心とし、学校全体で取り組む授業研究や子どもたちの生活習慣確立に向けた取組、県・市町・学校が一体となった組織的な取組の継続など、長年にわたって蓄積してきた愛媛教育のよき伝統を継承するとともに、新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指した教育を推進したいと考えております。

本計画の目標は、これまでの計画を引き継ぎ、「学校教育の質の保証・向上」とし、副題を「『知りたい』を『分かった』『できた』につなぐ子供の育成」としました。

また、成果指標を、全国学力・学習状況調査において、各教科のI R Tスコアが全国平均以上かつ前年度以上であることに加え、各教科の「授業の内容がよく分かる」をはじめとする4つの質問項目の肯定率が、全て全国平均以上であることとしています。

計画の期間につきましては、学習指導要領改訂を見据えながら、県が抱える課題の克服に向け、じっくりと腰を据えて取り組んでいくため、令和8年度から13年度までの6年間としました。

本計画の期間である6年間で、2年ごとのフェーズで考え、それぞれ、「基盤形成期」「実践推進期」「成果定着期」とします。フェーズごとの重点項目を設定し、確実に達成すること、そして、その状態が継続することを目指すこととしています。具体的な取組内容としては、「愛媛が目指す授業」づくりのポイントや視点の提示、授業力パワーアップ研究会による授業モデルの提示及び好事例の横展開、有識者等との連携による、全国学力・学習状況調査や県学力診断調査から得られるデータの分析結果に基づいたP D C Aサイクルの強化、学習指導要領改訂に向けた、教員対象の管内別教育課程説明会の開催や若年教員の指導力向上に向けた研修内容の充実等により、子どもの学びに関わる全ての者が一体となって、「オール愛媛」で取り組んでいきたいと考えています。

資料の全体構想を御覧ください。この図は、ここまでの内容を全体構想図として表したものです。愛媛が目指す授業を、視覚的に意識付ける

ために、中央に示しています。また、学びの主体である子どもたち自身にも、目指す姿が浸透するようにと、分かりやすい言葉を使って伝えることとしました。子どもたち自身が、「問い」を発し、解決に向けて、他者と「学び合い」、「問い」に対して当初、自分が抱いていた思いや考えを「確かめたり、深めたり」する、この「知りたい」を「分かった」「できた」につなげるような学習を様々な教科等ですることにより、子どもたちは、「問い」の生み出し方を知り、それを解決するために試行錯誤する楽しさや、他者と交流して考える面白さを味わうことになります。そのことが、変化の激しい時代にあっても、子どもたち自身が、様々な課題に柔軟に対応し、自らの道を切り拓く力になると考えます。

そして、このような授業の土台となるのが、「リアルな学び」と、それを支える「デジタル学習基盤」だと考えます。また、学習指導要領の改訂に向けた審議が進む中、学校教育の質の保証・向上を実現するためには、PDCAサイクルの強化が必要と考えています。今後の審議の方向性にも注視しながら、取組の実現状況や成果状況等をしっかりと見極めることとしています。さらに、学校を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、子どもたちに対する充実した教育活動を実施するために、子どもの学びに関わる全ての者が連携し、「オール愛媛」で取り組みたいと考えています。

また、資料には、今回の推進計画策定に当たり、愛媛県学力向上検証委員会からいただいた提言を掲載しています。

以上、御報告いたします。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(田坂委員) 計画期間が6年というスパンは、これまでにない長さだと思えます。今、生成AIが登場してきて、いわゆる学力観が揺れている状況ではないかと考えているのですが、そうなってくると、6年間のどこかで検証する機会が必要ではないかと思えます。今進めている取組の成果と課題を明らかにして、場合によっては、県が進める方針を若干アレンジしていくという必要性があるかと思えますので、例えば、基盤形成期が終わる令和9年度末、もしくは、実践推進期が終わる令和11年度末辺りで検証する機会を設けるのが良いのではないかと思います。

(義務教育課長) これまでの学力向上推進計画は、いずれも3か年計画で進めてきたところで、取組の成果と課題を小さなサイクルで見取するためには効果的だと考えています。現在、次期学習指導要領の審議がどんどん進んでいる状況もあり、その審議の動向に注視して、全面実施等も見据えながら、学校教育の質や保障の向上に資するよう学力施策のフェーズを分けておりますので、御指摘のとおり、その都度、スモールステップで検証しながら、進めていきたいと考えています。

(北須賀委員) 先ほどの説明の中で、愛媛が目指す授業について「リア

ルな学び」の重視、「デジタル学習基盤」の活用とありますが、これは、アナログとデジタルのベストミックスを目指しているということで、デジタルはあくまでも学習基盤として活用して、やはり、実際のリアルな学びの場というものを重視するという考え方であると理解してよろしいでしょうか。

(義務教育課長) アナログとデジタルのベストミックスという視点で進めてきましたが、中に含まれているものとお考えいただきたい。そして、今回このような形にしたのは、デジタルを学習基盤として活用する上で、やはり発達段階に応じた活用のさせ方を検証していかなければならない。例えば、低学年であれば、リアルな学びを進める中で、デジタルをどう活用していくか、そういったところを加味して、御審議いただいた内容を生かす形で、反映させていただきました。

(関委員) 令和5年度以降、第4期愛媛県学力向上推進3か年計画を実施して、まだ全国平均を下回るという状況とのことですが、今回は、特に「オール愛媛」での取組とされています。学校においては、デジタル技術の活用ということもありますが、どこに重点を置き、どのような点がこれまでの取組と大きく変わるのか教えてください。

(義務教育課長) 策定の趣旨等でも、「オール愛媛」という言葉を入れておりますが、今回の推進計画の中心として意識しているのは、「県・市町・学校・家庭・地域・大学」が一体となって「オール愛媛」で取り組んでいくことです。これまでもしてこなかったわけではないのですが、やはり家庭、地域を巻き込んだ、子どもたちの学びに関わる全ての者で進めていこうというところを、今回の推進計画の肝の部分にさせていただきました。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の概要について

(教育長) 次に、令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の概要について、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験について、御説明いたします。

御手元の資料に沿って、御説明いたします。

資料の「1 選考試験について」を御覧ください。前期選考試験については、第1次選考試験を、7月18日(土)に、松山会場と大阪会場の2会場で実施します。第2次選考試験については、8月18日(火)から8月21日(金)までの4日間での実施を予定しております。また、後期選考試験は、10月3日(土)及び4日(日)に、他の都道府県の現職教員を対象とした特別選考と、本県又は他の都道府県の国公立学校教職経験者を対象とした特別選考を松山会場で実施する予定です。

続いて、資料の「2 今年度の改善点・変更点」について、御説明い

たします。今年度の改善点・変更点は、「(1) 前期第1次選考試験の日程の短縮」、「(2) 小学校外国語（英語）専科教員の採用」、「(3) 教職経験者特別選考、現職教員特別選考の受験機会の増加」、「(4) 栄養教員の試験内容の変更」、「(5) 大学3回生等特別選考の受験資格の緩和」の5点です。

資料の「2の(1) 前期第1次選考試験の日程の短縮」を御覧ください。

これまで2日間の日程で実施していたところ、面接試験を廃止することにより半日での実施とし、志願者の負担軽減を進めることで、志願者数の増加につながるものと考えています。

資料の「2の(2) 小学校外国語（英語）専科教員の採用」を御覧ください。

今年度の教員採用選考試験で実施した、小学校体育専科教員の採用に引き続き、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、学級担任の授業時数の軽減など働き方改革を進めるため、中学校教員の試験区分（英語）において選考した者を、本人の希望に基づき、小学校で外国語（英語）の指導に当たる外国語（英語）専科教員として配置することといたしました。

次に「2の(3) 教職経験者特別選考、現職教員特別選考の受験機会の増加」を御覧ください。

即戦力として活躍できる優秀な人材をより多く確保するため、前期選考試験において、高等学校教員及び特別支援学校教員を対象に加えることとしました。これにより、受験機会の増加による志願者の確保につながるものと考えています。

次に「2の(4) 栄養教員の試験内容の変更」を御覧ください。

栄養教諭として栄養に関する専門性と教育に関する資質を重視することから、実技試験よりも、面接及び場面指導を重視することとし、志願者に対し第2次選考試験で実施していた実技試験を廃止します。これにより、受験者の負担軽減に伴い志願者数の増加につながるものと考えています。

次に「2の(5) 大学3回生等特別選考の受験資格の緩和」について御説明いたします。

これまで対象者を、大学、大学院、短期大学及び専門学校における、標準的な修業年限の最終年次の1年前の年次に当たる者としていましたが、留学等により標準的な修業年限を超えた際に受験対象から外れてしまうことから、最終年次の1年前の年次に在籍し、令和9年度末に卒業見込みのものと変更しました。

なお、大学3回生等特別選考の受験は、一度限りとしています。

以上で報告を終わります。

（教育長） ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(北須賀委員) 令和9年度の第一次選考試験の日程が7月18日(土)ということで、これまでは2日間あったのですが、面接試験を廃止して、1日での実施ということになります。ここ数年、教員採用選考試験の日程については、県によっては前倒しをするところもあり、それに伴い、各県いろいろな議論があったのではないかと思います。本県の場合はあまり変えていないのですが、この日程を設定したことについて、考え方を教えてください。

(義務教育課長) 都道府県によっては、試験の日程をかなり前倒ししているところもあるようですが、実際に前倒しをした自治体の状況等を見ると、受験者は非常にたくさん集まるけれども、最終的に辞退者等が多く、実際に採用できる人員が少なくなってしまうというような自治体もございます。本県は、長年にわたってこの日程で実施してきていますが、これまでの間、そういった影響も受けていませんので、このまま実施していくのが妥当と判断をしています。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○元県立高等学校生徒による損害賠償請求事件について

(教育長) 次に、元県立高等学校生徒による損害賠償請求事件について、事務局から報告をお願いします。

(人権教育課長) 元県立高等学校生徒による損害賠償請求訴訟が提起されましたので、報告いたします。

この訴えは、元県立高校の生徒が、同級生らから受けたいじめに対する学校の不適切な対応により、精神的苦痛を受けたなどとして、国家賠償法に基づき松山地方裁判所に提訴したものです。

被告は愛媛県であり、代表者は知事となります。

本県に対する主な請求の趣旨は、本件いじめへの対応の不備による慰謝料、治療費、通院交通費、転学費用及び弁護士費用計291万2,264円を支払えとするものです。

訴状によりますと、請求の原因は、原告が県立高等学校在学中に同級生らから受けた暴行や暴言等について、いじめ防止対策推進法に定める重大事態に該当するにもかかわらず、県及び学校が同法に基づく必要な調査義務を尽くさず精神的苦痛を被ったというものです。

この訴えに係る第1回口頭弁論は、令和8年5月13日(水)に行われることとなっており、訴訟代理人として弁護士を選任し応訴することとし、今後、代理人と連携し適切に対応してまいります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、議案審

議に移ります。

(4) 議 事

議案審議

○議案第9号 令和8年度愛媛県教育基本方針・重点施策について

(教育長) 議案第9号令和8年度愛媛県教育基本方針・重点施策について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 議案第9号令和8年度愛媛県教育基本方針・重点施策について、御説明いたします。

県教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年度、教育に関する事務の管理・執行等の基本方針を定める「教育基本方針」及び重点的に取り組む施策を定める「重点施策」を策定しています。

御手元の資料のうち、概要資料で説明させていただきます。

まず、「教育基本方針」の柱立ては、今年度と同じく、「愛媛県教育振興に関する大綱（第3期）」に掲げる振興方針の体系に合わせた七つとしています。

次に、方針ごとの「重点施策」については、令和8年度当初予算案を基に、新規事業の追加と、終了・廃止事業の削除を行っています。

その結果、重点施策数は28、事業等の数は96となっています。

新たに追加しました事業などについて、説明いたします。

まず、「基本方針1」では、オール愛媛体制で魅力的な部活動環境の構築を目指す「部活動改革広域連携体制構築事業」、職業学科を核として地域産業を支える人材を育成する「グローバル産業人材育成事業」、高校生が地域理解を深め、表現力等を育む「えひめの魅力再発見・PR動画コンテスト開催事業」、小中学生等に県立学校の魅力をPRする「えひめ県立学校進学フェア事業」、令和9年度大会の開催準備を進める「第37回全国産業教育フェア愛媛大会開催準備」を追加しています。

次に、「基本方針2」の本文に、令和10年度から令和14年度までを期間とする後期愛媛県県立学校振興計画策定に向けた取組、「基本方針3」では、医療的ケア児の学習機会を保障する「特別支援学校医療的ケア児通学支援事業」、通級による指導の強化を図る「高等学校における特別支援教育充実事業」、「基本方針4」では、被災地に派遣する教職員チームを設置する「災害時学校支援チームえひめの設置」、自転車のいわゆる青切符制度導入を踏まえ、交通ルールの啓発を図る「高校生自転車交通ルール啓発事業」、熱中症予防対策を検証する「県立高校運動会熱中症対策事業」を追加しています。

また、「基本方針5」では、校務支援システムの共同調達を目指す「小中学校次世代校務DX推進連携事業」、「基本方針6」の本文に、県立学校2校へのコミュニティ・スクールの先行導入、「基本方針7」では、ニホンカモシカの県内生息動向等を調査する「天然記念物保護対策事業」

を追加しています。

併せて、事前に御意見をいただいております、「基本方針1 未来を切り拓くたくましい子どもたちの育成」の文章について、御意見を踏まえ修正しています。

なお、御承認いただきました後は、県教育委員会のホームページへの掲載及び市町教育委員会や県立学校等への通知などにより周知を図り、本県教育の充実に努めたいと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第9号令和8年度愛媛県教育基本方針・重点施策については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第10号 県立学校における学校運営協議会の設置について

(教育長) 次に、議案第10号県立学校における学校運営協議会の設置について、事務局から説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第10号県立学校における学校運営協議会の設置について、御説明いたします。

学校運営協議会については、愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定により、設置が適当と認める県立学校に設置するものとされており、この度、東温高等学校及び内子高等学校から設置を希望する旨の申出がありました。

東温高校では、令和8年度からの総合学科への改編を受け、多様な選択科目や地域課題を扱った探究学習の充実に向けて、地域と協力して進める必要があり、地域と学校が教育の方向性を共有しながら、行政・地域住民・企業等と協働して、学びの環境を整えるため、学校運営協議会を活用したいとしています。

内子高校では、地域や行政と目標や課題を共有し、豊富な地域教育資源を活用した総合的な探究の時間の充実や地元中学校への部活動支援など、地域に根差した教育活動を推進することで、これまで以上に地域に愛される学校づくりに取り組むため、学校運営協議会を活用したいとしています。

両校ともに、学校所在地域の市町や住民が協力的であり、学校運営協議会の設置によって、豊かな学びの実現や学校の魅力化が図られることが期待されるため、両校に学校運営協議会を設置しようとするものです。

なお、設置は、令和8年4月1日からとしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第10号県立学校における学校運営協議会の設置については、原案のとおり可決決定をいたしました。○議案第11号 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の改定について

(教育長) 次に、議案第11号校長及び教員としての資質の向上に関する指標の改定について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 議案第11号校長及び教員としての資質の向上に関する指標の改定について、御説明いたします。

本指標は、令和7年2月に一部改正された「教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正」を踏まえ、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を改定したものです。

始めに、指標改定の経緯について御説明いたします。

現行の指標は、平成28年11月に一部改正された教育公務員特例法第22条を踏まえて策定され、平成30年度より運用が開始されました。その後、令和4年8月に「指標の策定に関する指針」が改正されましたが、現行の指標が改正内容を網羅していたことから、修正を見送りました。

今回、令和7年2月に同指針が再度改正されたことを受け、内容の見直しを行い、本改定案を取りまとめた次第でございます。

指標の改定におきましては、国が示している指針を参酌し改定すること、教員の研修に協力する大学との協議会を設置し協議を経ることが、教育公務員特例法で規定されております。

これまで、関係各課をはじめ、大学、校長会等の協力の下、改定案を作成し、去る2月4日に愛媛大学において協議会を開催し、協議を行い、満場一致で承認を得たものです。

続きまして、御審議いただきます改定案について、御説明いたします。

今回の改定におきましては、指針の改正の概要及び留意事項に基づき、「観点」や「キーワード」、「キャリアステージ」等の基本的な枠組みは維持し、「求められる資質・能力」の表現と要点を整理いたしました。

案1は、「校長の指標」です。「人材育成」「教育ビジョン」「チームワーク」「安心・公正」「様々な専門・支援スタッフの活用」の五つのキーワードにおいて改定いたしました。

高度な実践力を備えた主体的に学び続ける教職員の育成、教育DXの活用による学びの質向上と業務改善、さらには、多様な専門・支援スタッフとの信頼関係と連携の強化を通じて、「働きやすさ」と「働きがい」

が両立する環境を整え、「チームとしての学校」づくりを一層推進していくことを目指していきます。

そして、これらを実現する上で重要とされる校長の「リーダーシップ」と「マネジメント力」を、全ての観点・キーワードに関わる基盤的な素養として位置付け、中央部に明記いたしました。

案２は、「教員のキャリアステージにおける指標」です。「教科等指導力」「ICT活用能力」「生徒指導力・教育相談力」の三つのキーワードにおいて改定いたしました。

令和の日本型学校教育の中心概念である「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を実現し、主体的・対話的で深い学びを導く指導力の向上、児童生徒の情報活用能力の育成の重視、発達支持的生徒指導に基づき、全ての児童生徒に寄り添った教育的支援の一層の充実を図ることといたしました。

これらの三つのキーワードにつきましては、キャリアステージの「基盤形成期」と「資質・能力向上期」を統合することにより、早期から継続的に指導力を高めていくことを目指していきます。

最後に、これらの改定を踏まえ、求められる教師像の実現が示す方向性と価値を明確にし、その理念を共有するために、「愛媛の子どもたちのために一学校教育の質の向上を通じた、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現」というスローガンを、校長及び教員の指標の最上部に掲げました。

以上が、改定案となります。

今後は、この指標を基に、愛顔あふれる「教育立県えひめ」の実現に向けて、教職員一人一人が高度専門職として主体的に学び続ける教員像を確立できるよう、資質・能力の向上を図る研修等を計画的に実施してまいります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(北須賀委員) 教員のキャリアステージにおける指標は、大変よくできた資料だと思います。先ほど、教員採用選考試験の説明がございましたが、現在のように応募者が減少して、採用試験の選抜性もやや低下する中で、どうやって教員を育成していくかということは非常に大事になってくると思います。事あるごとに、この教員のキャリアステージにおける指標を、愛媛県下の先生方によく理解していただき、それぞれの先生がこれを目指して精進をしていただく、同時に、管理職の方にも、その都度、こういった資料を教職員の先生方に確認をしてもらいながら、実現していくことができるように、是非、いろいろな形で活用していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたし

ます。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第11号校長及び教員としての資質の向上に関する指標の改定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第12号 愛媛県生涯学習推進計画（第六次）の策定について

(教育長) 次に、議案第12号愛媛県生涯学習推進計画（第六次）の策定について、事務局から説明をお願いします。

(まなび推進課長) 議案第12号愛媛県生涯学習推進計画（第六次）の策定について、御説明いたします。

概要の資料を御覧ください。この計画は、国の「第4期教育振興基本計画」や「第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」、また県の「愛媛県総合計画～未来につなぐえひめチャレンジプラン～」及び「愛媛県教育振興に関する大綱」に基づき、生涯学習分野における具体的な取組を推進するための基本的な考え方や今後の具体的施策を示すものです。本計画は、平成3年を始期としてこれまでに5期にわたり策定してきましたが、現行の第五次計画の期間が令和8年3月に終了することから、これまでの課題や成果を踏まえ、令和8年度から概ね5年間を計画期間として新たに策定するものです。

施策体系としましては、基本目標を「誰もが学び続けることができ、幸せや生きがいを感じられる“学び舎えひめ”の創造」とし、「自発的・主体的に継続して学ぶ」、「多様な担い手と連携・協働して学ぶ」、「学びを通じたつながりづくり・地域づくり」の三つの施策の方向性のもと、17の推進施策を掲げ、具体的な51の推進指標を設定して取り組むこととしています。

特徴としては、まず、「社会の変化や県民のニーズに即した計画」とすることに重きを置いています。具体的には、リカレント教育やリスクリングの推進、多様な担い手との連携・協働、障がい者を含む子どもから高齢者までの生涯を通じた学習機会の充実を図っています。県民一人一人がふるさとに愛着を持ち、幸せや生きがいを感じられる生涯学習を推進することを目指した計画としています。

計画案の策定に当たっては、社会教育委員会議会で審議を重ね、令和7年12月25日から令和8年1月23日までの間、パブリック・コメントを実施しました。最後に、教育委員の皆様から御意見をいただき、修正した計画案となっています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第12号愛媛県生涯学習推進計画(第六次)の策定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第13号 知事の権限に属する事務の一部の補助執行について

(教育長) 次に、議案第13号 知事の権限に属する事務の一部の補助執行について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 議案第13号知事の権限に属する事務の一部の補助執行に関する協議について、御説明いたします。

地方自治法の規定に基づき知事の権限に属する事務の一部を、教育委員会事務局職員に補助執行させることに関し、知事から協議があったことについて同意しようとするものです。

今回の国の制度改正に伴い、本年4月から新たに、県内の公益信託に関する事務が知事の権限に属する事務に一元化されることから、知事から教育委員会事務局職員に対し、その事務の一部を補助執行させる旨の協議があったものです。

これまで教育委員会が同種の事務を所管していた経緯があることから、補助執行により行政運営の合理化及び行政能率の向上を図ることができると認められますので、これに同意しようとするものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第13号知事の権限に属する事務の一部の補助執行については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第14号 愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則について

(教育長) 次に、議案第14号愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 議案第14号愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則について、御説明いたします。

これは、公益信託に関する法律が施行されることに伴い、関係する規則の一部改正及び廃止をしようとするものです。

主な内容としましては、公益信託制度の改正によって、これまで教育委員会が所管していた関連事務が知事の所管となり、先ほど御審議いただいたとおり、教育委員会はそれを補助執行する形となることから、事務局組織規則を改正して公益信託に係る教育委員会の所掌事務の規定を

整備するとともに、旧制度において教育委員会が主務官庁として定めていた公益信託の許可・監督基準等に係る教育委員会規則を廃止するものです。

施行期日は、公益信託に関する法律の施行日である令和8年4月1日としています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第14号愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第15号 愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第15号愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 議案第15号愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について、御説明いたします。

この規則は、副参事の職を廃止しようとするものです。

現行規程上、教育委員会事務局及び教育機関に置く職として、副参事の職が規定されていますが、全庁的な扱いとして副参事の職を廃止することとなりましたので、所要の改正を行うものです。

施行期日は、公布日の令和8年4月1日としています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第15号愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第16号 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第16号指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 議案第16号指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

これは、給特法等の改正により、指導力不足等教員、すなわち指導が不適切であると認定された教育職員に教職調整額が支給されなくなったことを踏まえ、文部科学省の指導改善研修に関するガイドラインが改定され、研修期間の取扱いが明確化されたことを受け、本県においても適切な運用を図るため、この規則の一部を改正しようとするものです。

改正内容としましては、指導改善研修の期間内に休職等が生じた場合に指導の改善の認定を行うことができるようにするため、その取扱いについて規定するものです。

まず、指導力不足等教員が休職等により研修を受講できなくなった場合には、研修の命令を解除し、当該研修を終了できることを明確化いたします。

また、休職等に伴い指導改善研修を終了した場合には、指導改善程度の認定を行った上で指導力不足等教員の認定を解除し、休職等の期間が終了した際に改めて指導力不足等教員の認定を行います。

なお、この再認定における研修期間については、それまでに実施した研修期間と通算して1年、延長があった場合には2年の範囲内といたします。

施行期日につきましては、令和8年4月1日としています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第16号指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第17号 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第17号愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

これは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により学校教育法の一部が改正されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものです。

改正内容についてですが、本規則3条において、教育職員の職務について学校教育法37条を引用して定めているところ、法改正により同条に項ずれが生じることから、この対応として所要の規定整理を行うものです。

施行期日につきましては、改正法の施行期日と同じ令和８年４月１日としています。

御審議のほど、よろしく願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、願ひいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第17号愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第18号 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第18号愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(特別支援教育課長) 議案第18号愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

この規則改正は、みなら特別支援学校松山城北分校の廃止に伴い、分校長と称する教頭を置く学校を規定する別表から「みなら特別支援学校松山城北分校」を削除するものです。

なお、施行期日につきましては、公布日の令和８年４月１日から施行することとしています。

御審議のほど、よろしく願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、願ひいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第18号愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第19号 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令について

(教育長) 次に、議案第19号愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 議案第19号愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令について、御説明いたします。

この訓令は、先ほど議案を御審議いただきました愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を施行することに伴い、関係する訓令の改正を行うものです。

改正内容としましては、訓令によって職を設置することとなっている教育事務所につきましても、副参事の職を廃止するとともに、教育委員会規則の改正に伴う所要の規定整備を行うものです。

施行期日は、公布日の令和8年4月1日としています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第19号愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第20号 許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について

(教育長) 次に、議案第20号許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 議案第20号許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について、御説明いたします。

今回の要綱の改正は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例が施行され、「懲役、禁固」が「拘禁刑」に改められたこと、並びに公益信託に関する法律が施行され、旧法に基づく公益信託の許可事務が廃止されることに対応し、関係規定の整備をしようとするものです。

施行期日は、令和8年4月1日としています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ないようですので、議案第20号許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) 議案第21号から議案第23号までの審議については、非公開のため、専決処分の承認に移ります。

専決処分の承認

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 令和8年2月15日に死亡しました、松山市立鴨川中学校宮本大輔教諭の報賞につきまして、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同規則第4条の規定により、ここに報告いたします。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ないようですので、教職員の報賞については、原案のとおり承認されました。

(教育長) 以上で専決処分の承認を終了します。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

議案審議

(教育長) 議案審議を再開する旨宣する。

○議案第21号 愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第2項及び同法施行令第7条の規定により、4月1日から8月31日までの間設置する愛媛県教科用図書選定審議会の委員15名を任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第22号 県立学校教職員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 生徒に対し、わいせつな内容の話を聞かせたほか、SNSによりわいせつな内容のメッセージを複数回送信した県立学校教諭について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第23号 県立学校教職員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) ガソリンスタンド出口から右折しようとして発進したところ、右方向から走行してきた原動機付自転車と衝突し、運転手に傷害を

負わせた県立学校主任業務員について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 議案審議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉 会 (午後 4 時 09 分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。